○総務省告示第百四十六号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第百四十九号（放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　総務大臣の確認の対象となる設備 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第86条の２第１項に規定する基幹放送設備等整備計画及び第101条の２第１項に規定する基幹放送局設備整備計画に関して、放送法（昭和25年法律第132号）第108条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認の対象となる設備は、次に掲げる全ての要件を満たす設備であって、別表第１に掲げるものとする。 ［(1)　略］ (2)　設備の整備が、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該設備の整備が一体的に行われるものであること。 ［ア　略］ ［(ｱ)・(ｲ)　略］ (ｳ)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域又は同法第９条第１項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域 ［削る］ イ　［略］ ［(3)　略］ (4)　平成31年度までに全ての整備が終了する計画となっているものであること。	一　総務大臣の確認の対象となる設備 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第86条の２第１項に規定する基幹放送設備等整備計画及び第101条の２第１項に規定する基幹放送局設備整備計画に関して、放送法（昭和25年法律第132号）第108条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認の対象となる設備は、次に掲げる全ての要件を満たす設備であって、別表第１に掲げるものとする。 ［(1)　同左］ (2)　設備の整備が、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該設備の整備が一体的に行われるものであること。 ［ア　同左］ ［(ｱ)・(ｲ)　同左］ (ｳ)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成25年法律第54号）第６条第１項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域又は同法第８条第１項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域 イ　大規模自然災害被害懸念地域内に立地している基幹放送局の送信設備について、当該設備が自然災害の影響を容易に受けないようにするため、当該設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に当該設備に代えて新たに設備を整備する場合 ウ　［同左］ ［(3)　同左］ (4)　平成30年度までに全ての整備が終了する計画となっているものであること。
別表第１ ［略］ 上記の他、一(2)アⅡイの設備を整備するために必要な附帯設備	**別表第１** ［同左］ 上記の他、一(2)ア～ウの設備を整備するために必要な附帯設備
別表第２　確認申請書類の様式 １　確認申請書 ［略］	**別表第２**　確認申請書類の様式 １　確認申請書 ［同左］